

「統計調査の調査計画」と「業務プロセス」との関係等について

- 基幹統計調査又は一般統計調査を新規に行おうとする場合、
 - ・ 統計法（平成19年法律第52号、平成30年改正）
 - ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号、令和元年改正）
 - ・ 統計法施行細則（平成20年総務省令第145号、令和元年改正）
 において、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない旨を規定。変更についても同様。基幹統計調査については、統計委員会に諮問し、意見を聴くことも必要

- また、この承認に当たっては、統計法令に規定された事項を記載した「調査計画」※及び必要書類を添えて総務大臣に申請し、審査を受けることを規定

- 総務省においては、この申請・審査事務の明確化を図るため、既存の事務処理要領等を再編・整理し、「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」を制定（令和2年9月）
 - ※ 調査計画とは、基幹統計調査又は一般統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものであり、正式には「申請事項記載書」という。ちなみに、調査票は、「報告を求める事項」（法第9条第2項第3号）を具体化するものであり、調査計画の一部を構成するものである。

【「調査計画（申請事項記載書）」と「業務プロセスフローの区分」との関係】

調査計画（申請事項記載書）	業務プロセスフローの区分
② 調査の目的	企画1 基本的な企画
① 調査の名称 ③ 調査対象の範囲	企画2 調査名・目的・対象範囲の設定
④ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）	企画3 標本設計（母集団、目標精度、抽出、層化方法の設定）
⑤ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 ⑧ 集計事項 ⑩ 使用する統計基準等	企画4 調査事項及び集計事項の設定
⑤ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	企画5 調査票の設計
⑤ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 ⑦ 報告を求める期間 ⑨ 調査結果の公表の方法及び期日	企画6 調査実施時期等のスケジュールの設定
⑥ 報告を求めるために用いる方法	企画7 調査方法及び調査システムの検討
⑨ 調査結果の公表の方法及び期日	企画8 提供方法の設定
⑪ 調査票情報の保存期間及び保存責任者	企画9 調査票情報の保存責任者、保存期間の検討

【参考 申請事項記載書（調査計画）に記載する事項】

① 調査の名称	・統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載
② 調査の目的	・基幹統計調査の場合、作成する基幹統計の名称及び作成目的を引用する形での記載を原則。基幹統計の作成に加え、関連する統計調査の母集団情報（名簿情報）の提供も目的としている場合はその旨 ・一般統計調査の場合、特定の利活用を想定して実施されることが多いことを踏まえ、想定される利活用の例示を含め、目的を具体的に記載
③ 調査対象の範囲	・報告者（調査対象者）を選定する際の母集団について、その地域的及び属性的な範囲を記載
④ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）	・調査実施機関が実際に統計調査の回答を求める者（報告者）について、報告者数、報告者の選定方法（母集団情報を含む。）及び報告義務者（基幹統計調査のみ）を記載
⑤ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	・統計調査によって集める情報の内容、いわゆる「調査事項」をいう「報告を求める事項」（例えば、住宅の構造や農地・宅地の広さについて、報告者に報告を求めることに代えて、統計調査員や職員が自ら確認や実測を行うものを含む。）と、調査事項について、いつの時点又はどの期間の内容について報告を求めるのかその基準となる期日又は期間を記載
⑥ 報告を求めるために用いる方法	・どのような組織を用いて、また、どのような組織を経由して統計調査を行うのかの調査システムを記載 ・報告者との間で調査票の配布・収集する際に用いる方法（調査方法）を記載
⑦ 報告を求める期間	・調査が行われる周期について、「1回限り」「毎月」「四半期」「1年」「2年」「3年」などの具体的な周期を記載 ・調査を実施する時期について、「調査の実施期間」又は「調査票の提出期限」のいずれかを記載
⑧ 集計事項	・「集計事項」とは、統計調査により集められた情報を用いて作成することが予定されている統計（集計表）の内容をいう。なお、基幹統計調査の場合、ここで明らかにされた統計が「基幹統計」に該当
⑨ 調査結果の公表の方法及び期日	・「公表」とは、不特定多数の人々が知ることができるように発表することをいい、その具体的な方法を記載 ・また、作成した統計を、広く一般の利用に供する時期を記載
⑩ 使用する統計基準等	・「調査対象の範囲」の画定や作成した統計の表章の際に使用する統計分類等の「統計基準」（法第2条第9項に規定する統計基準をいう。）等の使用状況について記載
⑪ 調査票情報の保存期間及び保存責任者	・法第2条第11項に規定されている「調査票情報」について、「記入済み調査票」「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」及び「当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類」の保存期間及び保存責任者を記載
⑫ 立入検査等の対象とすることができる事項（基幹統計調査のみ）	・報告を求める事項のうち、法第15条第1項の規定による立入検査等の対象とすることができる事項を記載